

(Ref S14)



(ChatGPT への質問)

日本と英国の税制上認められている外国税額控除とは、日英租税条約で居住地国課税か源泉地国課税かが定められていない税目に対して、外国で支払われた税額は控除されると言う認識は正しいですか？

(ChatGPT からの回答)

いい質問です。結論から言うと、その理解は半分正しくて、半分足りないと言う感じです。整理して説明します。

外国税額控除の基本

日本でも英国でも、外国税額控除 (Foreign Tax Credit) は基本的に次の目的で設けられています。同一の所得に対して、居住地国と源泉地国の双方で課税される国際的二重課税を調整する為が先ず大前提です。

日英租税条約との関係

条約で課税権の帰属が定められていない税目だから控除されるとは、正確ではありません。外国税額控除は、条約で源泉地国課税とされている場合、双方課税 (源泉地国+居住地国) とされている場合に使われるのが通常です。

一方で、条約で居住地国のみ課税と明確に定められているのに、源泉地国が誤って、又は、条約未適用で課税してきた税金は本来払う必要のない税とされ、外国税額控除の対象外になる事が多く、原則は還付請求 (源泉地国での返還) が想定されます。

条約で明示的な規定が無い場合は日英租税条約を含む多くの条約で、Other Income (その他の所得) 条項、又は国内法に委ねる構造になっています。この結果として、源泉地国が自国法で課税・居住地国も全世界所得課税で課税・二重課税が生じる

この正当に生じた二重課税を調整する為に外国税額控除が適用されると言うロジックになります。つまり、条約で課税権の帰属が明示されていないから控除されるのでは無く、条約上も国内法上も源泉地国課税が排除されていない結果、正当な二重課税が生じているから控除されると言う理解が正確です。

日本・英国それぞれの実務的な注意点

日本側：控除対象は所得税・復興特別所得税相当。その税が所得に対する税である事。条約上も国内法上も排除されていない事が重要

英国側：UK Income Tax / Corporation Tax に対応する外国税が対象。条約違反税は Foreign Tax Credit Relief 不可・Overseas refund が原則

まとめ

あなたの認識を修正すると、こうなります。

条約で課税地が定められていない税目だから外国税額控除されるのでは無く、条約上・国内法上ともに源泉地国の課税が否定されておらず、その結果として正当な二重課税が生じている場合に、外国税額控除が認められる